

次世代型農業生産構造確立特区 [指定：平成23年12月、認定：平成24年11月]

正
準

I 目標に向けた取組の進捗に関する評価

i) + ii) の平均値 $(4.0 + 3.3) / 2 = 3.7$

B

正：平成24年3月末までに計画が認定された地区／準：平成24年3月末時点では計画が認定されていない地区

i) 取組の進捗 (下記より該当するものを選択)

目標値に対する実績に基づく進捗度 (当年度実績)

進捗
A(5点)
B(4点)
C(3点)
D(2点)
E(1点)

番号	評価指標	進捗度
1	農業所得額の増加	A
2	光熱動力費削減額	定性評価
3	経営の多角化等による新たな雇用の確保	A

代替指標に基づく進捗度 (当年度実績)

進捗
A(5点)
B(4点)
C(3点)
D(2点)
E(1点)

番号	評価指標	進捗度

当初目標に対する取組の定性的な事業進捗 (専門家評点)

進捗
A(5点)
B(4点)
C(3点)
D(2点)
E(1点)

番号	評価指標	専門家評価
2	光熱動力費削減額	C

評価指標毎の進捗の評価の平均値

$(5 \times 2 + 4 \times 0 + 3 \times 1 + 2 \times 0 + 1 \times 0) / 3 = 4.3$

①... 4.3

■ 地方公共団体による特記事項

※外部要因による数値への大幅な影響等があれば記載 なし

■ 専門家考慮事項 (妥当性) 目標設定の考え方、数値目標の根拠又は計画の進行管理の方法等、各事業の連携効果

(専門家所見(主なもの))

- ・「光熱動力費削減」について、再生エネルギー、バイオマス利用等の検討について経年的な目標の設定と進行の管理が必要ではないか。また、投資金額との費用対効果についても評価しておく必要がある。
- ・集落営農法人、経営規模の拡大、女性企業グループの法人化を通じて、地域の雇用確保を目標達成に掲げているが、平成24年度の雇用増加44名は指定前に完成した農業振興拠点施設の雇用をカウントしているのではないか。進捗管理としての適切性の説明が必要。

考慮事項から、目標設定の考え方が特に優れている:+1、妥当である:±0、改善の余地がある:-1とし、加点又は減点する ②... -0.3

i) の評価 ①+②

4.0

※目標値に対する実績値及び代替目標値に係る評価の例

- ・本特区の目標値(代替指標を含む)に対する各評価指標の評価を合計し、平均値を算出することにより評価とする。(評価指標1の評価D、2の評価D、3の評価D、4の評価Cの場合、 $(2+2+2+3)/4=2.25$ 四捨五入で「2.3」とする。)
- ・「当初目標に対する取組の定性的な事業進捗(専門家評点)」の評価については、数値目標の達成に向けた取組の状況について定性的に評価する。
- ・各評価指標に複数の数値目標がある場合、各数値目標の評価を寄与度に応じて加重平均したものとする。(例)評価指標1について、a、b、cという3つの数値指標があり、各数値指標の進捗度および寄与度がa:C20%、b:C10%、c:D70%の場合、 $3 \times 0.2 + 3 \times 0.1 + 2 \times 0.7 = 2.3$ 四捨五入で「2」であるため、評価指標1の評価は「D」となる。

ii) 今後の取組の方向性

方向性	番号	評価指標	専門家評価
A(5点)	1	農業所得額の増加	C
B(4点)	2	光熱動力費削減額	C
C(3点)	3	経営の多角化等による新たな雇用の確保	B
D(2点)			
E(1点)			

(専門家所見(主なもの))

- ・農業所得の増加へ向けた環境は整いつつある。今後さらに農地集積が見込まれる。
- ・光熱動力費削減について、資金計画についてのスタディがない状態では計画どおりと言えない恐れがある。
- ・雇用については、施設整備だけでなく、地域全体での取組の成果を活かすことも重要である。

ii) の評価

評価指標毎の評価の平均値

$$(5 \times 0 + 4 \times 1 + 3 \times 2 + 2 \times 0 + 1 \times 0) \div 3 = 3.3$$

3.3

II 支援措置の活用と地域独自の取組の状況(A～E)

i) + ii) の平均値 $(3.5+3.5)/2=3.5$

B

i) - ① 規制の特例措置を活用した事業等の評価

[■国との協議の結果、現時点で実施可能なことが明らかになった措置]

●国庫補助事業で整備した施設の財産処分手続きの簡素化

(概要)

- ・国との協議の結果、国庫補助事業で整備した施設に太陽光パネル等を設置する場合の財産処分手続きについて、施設の生産能力や利用規模に影響しない場合は届出不要であると確認できた。

(規制所管府省(農林水産省)の評価(参考意見))

- ・平成25年度以降において実施される場合には、適切に対応いただきたい。

(専門家所見(主なもの))

- ・国庫補助事業で整備した施設の財産処分手続きの簡素化で、太陽光パネル設置等について届出不要であることを活用した事業展開を検討している。今後の活用に期待。

3.5

i) - ② 財政・税制・金融支援の活用実績の評価

(専門家所見(主なもの))

- ・事業の遅れはあるが、予算の確保はある。
- ・金融支援については、今後の活用に期待。
- ・全体的に、今後の本格的な事業推移の中で見ていくべき。

3.5

i) - ① + i) - ② の平均値(注)

$(3.5+3.5)/2=3.5$

3.5

ii) 地域独自の取組の状況の評価

(専門家所見(主なもの))

- ・やまぐち集落営農生産拡大事業や企業と共同する地域農業活性化事業などの支援をそれぞれ3件、1件行っている。
- ・事業全般を包括したものではないが、関連事業は見られる。

3.5

III 現地調査時の指摘事項及び対応状況

(専門家所見(主なもの))

- ・国営農地整備事業に関連する様々な提案事業の一体的な実施が困難であるのに対して、今後、どのように構想を具体化していくのかについて、対応が求められている。
- ・今後の事業推進の中で、適切な対応が望まれる。

IV 総合評価(I～III)

$(3.7+3.5)/2-0.25=3.4$

「I + IIの平均値」に「III及び地方公共団体による総合評価の状況(評価書7)」を加味して算出

(専門家所見(主なもの))

- ・農地集積や新規雇用拡大の基盤は整いつつある。今後、当初の地下水位制御による効率的農業生産、6次産業化推進、エネルギーの地産地消の連携効果の具体化を期待。
- ・集落営農法人への農地集積について具体的な取組の方向性の説明も進捗管理には必要ではないか。

このため、I及びIIの平均値(3.60)に上記所見を加味(-0.25)し、総合評価結果をC(3.4)とする。

C

(注) i) - ①、i) - ②のいずれかに該当がない場合は「—」とし、他の項目の点数をi)の点数とする。